

どうし 議会だより

NO. 61

祭礼日 7月13～15日
祭神 熊野神祖命 誉田別命



熊野八幡神社
(川原畑地区)

祭礼日 8月13～15日
祭神 大己貴命 少彦名命 奉代主命



子桙神社
(神地地区)

おもな審議・可決事項

●令和5年度道志村一般会計補正予算(第4回)

おもな財源		おもな使いみち	
基金繰入金	662万円	総務費	337万円
		土木費他	325万円

●令和5年度道志村特別会計補正予算(5件)

おもな財源		おもな使いみち	
他会計繰入金	255万円	診療所特別会計他	255万円

●道志村役場庁舎整備工事請負契約変更について

- *契約の相手方 山梨県富士吉田市下吉田
5丁目15番29号
芙蓉建設株式会社
代表取締役 大森朋彦
- *変更後の金額 568,931,000円
(増) 231,000円
- *変更後の工期 令和4年9月20日から
令和6年3月15日

●道志村職員給与条例の一部を改正する条例

- ・工事請負契約の変更について(道志村役場庁舎建設工事)
- ・令和5年度一般会計補正予算(第4回)
- ・令和5年度特別会計5件
- ・道志村職員給与条例の一部を改正する条例

- 【会期】11月27日
- 契約変更(1件)
- 補正予算(6件)
- 条例(1件)

おもな審議・可決事項

● 条例の改正（2件）

- ・ 道志村特別会計条例の一部を改正する条例

● 変更

- ・ 工事請負契約の変更について（白井平配水池整備工事）

● 訴訟の和解について

- ・ 長又残土処理場土地明け渡等請求事件についての和解

● 令和5年度道志村一般会計補正予算（第5回）
（総額 8,660 万円）

おもな財源		おもな使いみち	
国庫支出金	3,104 万円	総務費（道志村民生活応援臨時特別給付金費他）	3,448 万円
県支出金	149 万円	農林水産業費（県営事業負担金事業費他）	473 万円
地方交付税	195 万円	土木費（道路維持費他）	2,826 万円
繰越金	3,411 万円	商工費（観光施設等維持管理事業費他）	324 万円
村債	907 万円	教育費（高等学校就学助成事業費他）	319 万円
繰入金他	894 万円	その他	127 万円

● 諮問

- ・ 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件（杉本源子^{もとこ}さん）

● 同意（1件）

- ・ 道志村固定資産評価審査委員会委員の任命につき同意を求めることについて（出羽英俊^{ひでとし}さん）

道志村民生活応援
臨時特別給付金の
支給を可決

※道志村民生活応援臨時特別給付金

- ・ 村民一人当たり1万円、18歳未満の子供一人当たり2万円を支給する。
- ・ 住民税非課税世帯に対し1世帯あたり7万円を支給する。

（令和6年1月支給予定）

〔会期〕12月5日～8日

- 条例（2件）
- 契約変更（1件）
- 訴訟上の和解（1件）
- 補正予算（6件）
- 諮問（1件）
- 同意（1件）

check!

小学生向け 議会のはなし

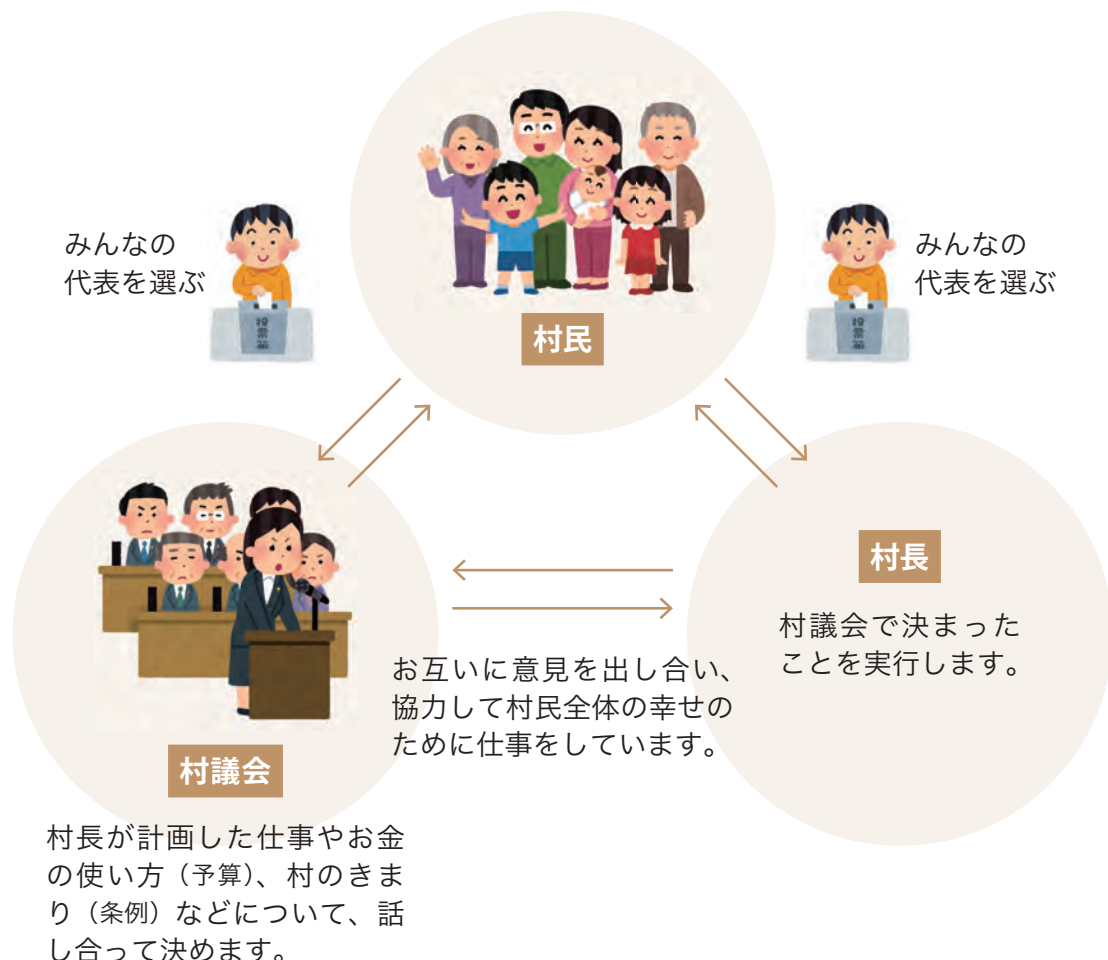
村議会ってなに

わたしたちの道志村を住みよい村にするためには、住んでいる人みんなでどうしたらよいか考えていかなければなりません。

でも、みんなが集まって話し合うのは大変です。そこで、わたしたちはみんなの代表を選んで、かわりに話し合いをしてもらいます。

その代表に選ばれた人たちが村議会議員で、議員の集まりが村議会です。村長もみんなが選んだ代表です。村議会では、村長が計画した仕事やお金の使い方（予算）、村のきまり（条例）などについて、それでよいのかどうか、話し合って決めます。村長は村議会で決まったことを実行します。

村議会と村長は、お互いに意見を出し合い、協力して村民全体の幸せのためにいろいろな仕事をしています。





池谷 銀重 議員

都留・道志防災トンネル工事の飲料水枯渇の可能性は

村長 調査対応は県に依頼

◎ 都留道志線のトンネル工事に伴う飲料水枯渇の可能性は

▲ (村長) 県に調査を依頼し、枯渇等の事態が発生した時の対応や補償につきましては、県と協議します。

◎ トンネル完成後の現在の都留道志線は

▲ (村長) 現在の都留道志線の、道志村側は、村道として村が管理することを想定しています。が、雨量規制解除の工事や危険箇所などの改修を県に実施するよう協議、その工事完了後の管理移管と考えます。

◎ サテライトオフィスの、デジタル田園都市国家構想交付金の金額は

▲ (ふるさと振興課長) デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ地方創生テレ

ワーク型は、補助率1/2の標準タイプと補助率3/4の高水準タイプがあります。申請後国の審査があり、マイナンバーカードの普及率による加点なども加味しながら5段階評価の内A評価以上の自治体が高水準タイプに採択されます。

本村は令和5年4月1日に高水準タイプが採択され、44,424千円が交付決定されました。

また、部材の価格高騰を受け、変更申請を行い令和5年6月30日に2,547千円追加され、合計46,971千円が交付決定されました。

◎ 企業に対してプレゼン(説明会)と今後の予定は

▲ (ふるさと振興課長) 横浜市政策局を通じて関係団体を紹介し

てもらい、また、令和5年10月21日に横浜市の大手企業が参加する横浜市ロータリークラブの来村時に説明紹介しました。

また、地域活性化企業人を活用し11月初旬にサテライトオフィスホームページをリニューアルしました。企業がよりサテライトオフィスを利用しやすい体制を構築し、実証事業やテストマーケティング等、村でチャレンジする際に相談できるフォームを作成しました。現状



サテライトオフィス

は2社からの問い合わせがあり対応しています。

◎ 選挙時の投票者の確認は

▲ (選挙管理委員会書記長) 県選管からは免許証等の身分を証明できるもので本人確認するよう説明会では周知されています。そのことも踏まえ、選挙時に村でも選挙毎に実施している選挙事務従事者説明会の資料では、入場券を持たないで投票に

来た場合の注意事項として、免許証等の本人確認書類の提示を求めるとしてあります。ただし、身分証明書がない場合でも、住所・氏名・生年月日を口述させ、選挙人名簿の確認をしたうえで予備の投票所入場券を作成し投票を可能としています。このことは、一般社団法人地方財務協会が発行する「投・開票事務ノート」でも、「入場券を持参しない者が投票に来たときは」という項目で、住所等の口述による投票方法が示されており、多くの選挙管理委員会で運用されていると認識しています。(再質問あり)



佐藤 光栄 議員

役場庁舎建設工事について

村長 建物部分は12月末、完成予定
浄化槽工事等進捗により工期延長も検討

Q 役場庁舎建設工事の工期は令和6年3月15日ですが、付帯設備の工期が令和6年3月20日までとなっています。工期内の完成は

A (村長)付帯設備については、庁舎建設工事終了後即納入できるように手配しています。基本的に建物部分については12月末に完成予定です。電話線の配線作業など建築確認の完了検査に影響のない部分については検査前に実施する予定であり、現時点では工期内に完成する見込みとなります。今後浄化槽工事等の進捗を見ながら、不測の事態などがありませんでしたら工期の延長も検討しなければならぬと考えています。

Q 新庁舎での業務開始時期予定は

A (村長) 業務開始時期については、住民基本台帳など基幹業務システムの移設が完了後の令和6年4月を予定しています。

Q 道志村役場庁舎建設推進委員会への工事進捗状況の説明予定は

A (村長) 役場庁舎建設推進委員会については、12月の建物完成後に見学会及び今後のスケジュールについて説明を行う予定です。



新役場庁舎

Q 道志村民会館(仮称)建設工事の予定は

A (村長) 令和6年度の早い時期

期に既存中央公民館の解体工事を実施いたします。解体工事終了後、裏の法面保護工事、敷地造成工事の設計施工を令和6年度内に実施、令和7年度早々に建設工事を発注し、年度内の完成を目指します。

Q 道志村民会館(仮称)建設工事設計業務委託入札の指名業者選定方法は

A (村長)本件の入札に限らず、指名業者の選定については、管理職で構成する「道志村業者選定委員会」において協議され、村長あてに建議することとなっています。

本件の指名業者の選定についても、このような方法で行われています。

Q 議会解散請求の署名活動時に有権者から、「村長は住民の意見を聞き行政運営する事が必要」と言われたが、村長の考えは

A (村長) 必要に応じ、住民の意見を行政運営に反映させることは必要と思われま。

(再質問あり)



佐藤 徹 議員

長又地区残土処理場の安全対策は

村長 残土処理場の下段に住宅等があるため
安全対策を考慮

Q 土地借用賃貸契約書の、安全対策（暗渠管敷設、排水施設の整備、高圧線付近への進入防止フェンス設置ほか計画平面図のとおり（整備）を返し返還しなければならぬと定めてあります。通常は契約条項として認められない条項を入れたのは、どのような理由があったのか。また、原告である契約相手側はこの条項を納得したのか

A （村長）安全対策につきましては、残土処理場の下段に住宅等があるため、安全性を考え、暗渠管の敷設、排水施設の整備、高圧線付近への進入防止フェンス設置につきましては、相手方の要望を取り入れ、契約書により説明し、納得した上で契約しました。

Q 請求は、「本件使用賃貸契約

で定められた安全対策工事を実施しなかった債務不履行に基づく損害賠償請求」です。土地使用賃貸借契約書に添付されている図面にはゲートフェンスの設置が契約内容になっているのに、



長又残土処理場

なぜ、ゲートフェンスの設置を行わなかったのか

A （村長）当該地は、工事車両以外の一般車両の進入が無かったため、ゲートフェンスを設置する必要が無いと判断しました。

Q 2,500万円の和解金に対し村長の責任は

A （村長）この件を教訓にし、組織的なチェック体制をしっかりと行うよう指導していくことが、村長としての責任であると思えます。

Q 新たに公共工事の残土捨場を田代地内に計画しているが、長又地区残土捨場のような契約だと後々混乱になると思いますが、どのような契約をしたのか、契約してないのならどのような契約内容になるのか

A （村長）令和3年に地権者と



田代残土処理場

土地使用賃貸契約書を締結していますが、今後予定している安全対策工事の内容もふまえ、契約内容をしっかり精査し、地権者と協議をし、再度契約をしていきます。

Q 田代地内残土捨場防災工事の計画は

A （村長）令和4年度に安全対策工事も含めた測量設計業務を委託しました。令和6年度以降に安全対策工事を実施する予定です。（再質問あり）



佐藤 すすむ 議員

道志村若者定住応援補助金交付の 疑義について

村長 条例に基づき、適切な説明を行う

◎ 建設厚生常任委員会に於いて調査したところ、2件の補助金交付について疑義がありました。

◎ 道志村若者定住応援補助金の申請者が数名いたと思いますが、どのような指導を行ったか
 A (村長) 担当課では、道志村若者定住応援条例に基づき、適切な説明を行っています。

◎ 疑義の二つ目として、東和出村地区既存住宅取得補助金は、道志村若者定住応援条例第4条(対象)に定めてある、「定住を希望する若者等で第3条(定住応援補助等)の既存住宅等の取得の事業を行い」に即していません。

当該住宅は登記簿謄本によると令和1年11月5日に補助金申請者の母親が取得した住宅であり、令和5年10月24日現在も所

有者は変わっていません。

◎ 補助金申請者には、既存住宅の取得の事実はなく、既存住宅を400万円で取得したのは、補助金申請者の母親である事は、補助金申請書に添付してある契約書、登記簿謄本で確認できています。なぜ補助金を交付したのか
 A (村長) 個人が特定できるような内容については、答弁を控えさせていただきます。

◎ 念書提出の翌日には補助金交付決定が出ていますが、提出された念書で補助金交付決定した理由は
 A (村長) 条例に基づき、交付決定しました。

◎ 例えば、70歳の親が住宅を購入、又は70歳の親が所有住宅を増改築し、子供に贈与した場

合は補助金の対象になりますか
 A (村長) 現在の条例では、状況によっては交付の対象となることもあります。

◎ 10月26日の建設厚生常任委員会、当時の担当者及び当時の産業振興課長から、「とある議員が仲介に入っている」との発言があった。
 また、当時の担当者は「補助金申請者から脅された。(俺の後ろには〇〇がついている。役場で話をするときボイスレコーダーを出した。怖かった)」と同僚議員に電話で話したと聞きました。村長にはこの事が報告されていますか
 A (村長) 報告は受けていません。(再質問あり)

道志村若者定住応援補助金とは

若者等(45歳以下の夫婦もしくは50歳以下の方で子ども(中学生以下の方)がいる世帯、または35歳以下の方)に対し、定住を応援するための補助金を交付し、道志村内の若者の増加を図り、過疎化を防止して豊かで活力ある地域をつくることを目的としています。
 補助金は①住宅の新築、②住宅の増築、③住宅の改築、④既存住宅の取得、⑤①～④までを行うにあたって借り入れた資金の利子補給に対して交付されます。

※補助金を受けようとする方は、現に村内に居住しているか、UターンまたはIターンしようとする若者等でなければなりません。
 ※10年以上継続して村内に居住しなければなりません。
 ※詳しくは産業振興課(☎52-2114)まで問い合わせ下さい。



よしあき 佐藤 喜章 議員

村税（固定資産税）の 不納欠損防止対策は

総務課長

督促や差し押さえ処分を徹底

※不納欠損 何らかの理由により税金を納めていただくことができないと決定すること

◎ 村税（固定資産税）の不納欠損処理について

2010年に固定資産税の不納欠損額として500万円から600万円はどのような経緯で処理されたか

Ⓐ（総務課長） 国税徴収法に基づき事務手続きを行います。また、不納欠損を無くすために有効な手段は、督促や差し押さえ処分だと考えています。

◎ 不納欠損処理をする場合は、滞納処分執行停止決議書が必要ですが、確認は

Ⓐ（総務課長） 情報公開条例に基づき開示となりますが、滞納者名および滞納額、滞納整理状況等の情報は、地方公務員法第34条第1項の「秘密」に該当するため、非公開となります。

◎ 2010年の前後5ヶ年の

不納欠損の金額は

Ⓐ（総務課長） 2005年から2015年までの不納欠損額は、10,665,224円です。

◎ 税金の一部でも取っていただければ、その税金は有効に取り続けることができると聞いています。もし意図的にこのようなことができれば、税金の未払いをする人が増えるのではないのでしょうか

Ⓐ（総務課長） 納期限内での納税を促すことが、最も重要なことと認識しています。

◎ 個人が公共施設を永続的に駐車場としているのではないかとと思われる件について、馬場地区の旧道志小学校跡地「つどいの家」の建物が建っている南側の土地の貸し出しは

Ⓐ（総務課長） 公の施設等につ

いては、道志村公共物管理条例により使用を許可する場合がありますが、当該地区については使用許可の実績はありません。



遊休農地

◎ 農地の目的外使用及び農地法違反の罰則は

Ⓐ（産業振興課長） 毎年、7月～9月に村内全域で農業委員会による「荒廃農地調査」を実施。罰則につきましては、工事の中止や原状回復等の命令や法に基づく、罰則が適用され、過去に、工事の中止や原状回復の指導をしたこともありました。

（再質問あり）



たかまさ
杉本 孝正 議員

簡易水道事業と農村地域防災減災事業は

産業振興課長

長又地区に防火水槽を2カ所設置予定

◎ 白井平・長又地区簡易水道

事業と農村地域防災減災事業は

◎ (産業振興課長) 白井平配水池整備工事を実施しています。白井平水源につきましても、湧水を用いているため、これ以上給水区域を拡張した場合、水量不足となります。

長又地区に新たな水源を求め、配水池の整備、配管工事等



工事中の白井平配水池

の財政的負担が大きくなること
が想定されます。この地域にお
きましては、既に独自に水源の
確保がされていますので、今の
ところ、簡易水道等の整備は予
定しておりません。

また、山梨県による農村地域
防災減災事業が現在行われてお
り、長又地区においても防火水
槽を2カ所設置予定となってい
ます。

◎ 人口減少対策は

◎ (ふるさと振興課長) 若者定
住促進住宅の実績についてです
が、谷相4戸、大渡2戸の計6戸
は現在満室となっており、子ども
10名を含む21名が入居しており
ます。また、移住の状況ですが、
今年度移住センターを経由した
移住者は、5世帯子ども3名を含
む9名となっています。

道志村の出生者数は近年一桁
で推移し、手をこまねいていて
は更なる転出を助長しかねず、
村でも最大限の危機感を持ち、
最優先で効果的な施策を行うべ
きと考えています。

令和6年度から子育て世帯の
移住やターンを積極的に推進
するため、全国に類を見ない子
育て支援策を行っていきたくと
考えており、子育て支援パツ
ケージ事業として当初予算に提
案します。

◎ 国道413号線の改良工事
の進捗状況は

◎ (産業振興課長) 野原から大
渡に抜ける(仮称)1号トンネル
の掘削工事につきましては、現
在、野原側のトンネル坑口への
アプローチ箇所及び大渡側の法
面を含めた坑口部の工事を実施

しており、年度末からの掘削準
備を予定しているとの事です。
また、善之木地区の国道改良工
事につきましては、現在、残る
箇所用地交渉を行っており、
用地取得しだいの工事着手を目
指していると聞いています。

◎ 議会でも要望した通学路安全
対策の進捗状況は

◎ (産業振興課長) 下善之木通
学路改修につきましては、現地
確認し改修方法の検討を行って
おります。

和出村学校入り口ガードレー
ルの移動及び田代橋付近の国道
脇立木の伐採につきましては、
現在地権者と交渉中であります。
馬場地区のガードレール移動
につきましては、引き続き、県
と協議を続けてまいります。

白井平バス停付近の溝蓋設置
及びみなもと体験館前のクイツ
クシートの設置につきましては
は、県へ要望している状況です。
大渡地区の大型カーブミラー
の設置につきましても、県へ要
望している状況です。

(再質問あり)

Q 訴訟上の和解勧告について

令和5年11月22日甲府地方裁判所都留支部より和解勧告の告知がされ
和解金の提示がありました。和解勧告の経緯、内容については

A

平成27年2月4日土地賃貸借契
約書の締結を行い残土処理場と
して使用し平成31年3月終了後
安全対策工事に関する協議を重
ねてまいりました。令和元年10
月4日に土地明渡等請求の提訴

を受け令和5年11月22日甲府地
方裁判所都留支部より和解金
の提示があり今日に至りました。
今後の裁判延期による財政的負
担増とならないよう訴訟の早期
解決をしたいと考えています。



和解した長又残土処理場

Q 道志村の特別会計

(道志村簡易水道事業特
別会計、道志村浄化槽事

業特別会計)を公営企
業会計適用とするこ
とになった理由は

A

公営企業の料金収入の減少や、
施設の老朽化に伴う更新需要の
増大等により、経営状態が厳しさ
を増しています。必要な住民サー
ビスを将来にわたり、安定的に提
供するためには、公営企業会計の
適用により資産を含む経営状況
を比較可能な形で的確に把握し
た上で、中長期的な経営戦略を
策定し、経営基盤の強化に取り
組むためには公営企業会計の適用
により得られた情報が必須となる
為です。

10/6

村議会の 解散請求について

解散請求書が「道志の未来をつくる会 代表 佐藤光男氏」より提出されました。

提出理由

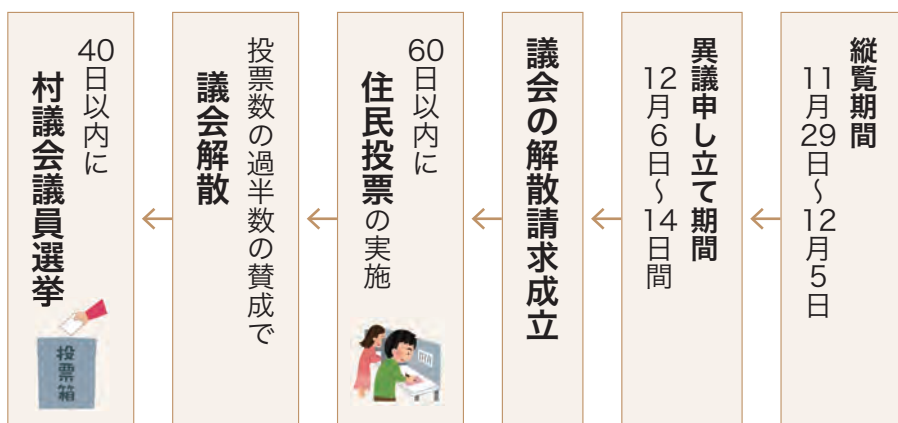
「地方自治法第74条の2第2項及び第3項では署名簿の縦覧について規定されており、縦覧の運用については特段の規定がないことから、市町村の選挙管理委員会が策定しています。

市町村の選挙管理委員会が策定する縦覧制度の運用については、個人の思想信条に関わることを悪意の第三者でも縦覧できてしまうこと及び個人情報への漏えい等の個人情報保護に係る課題や自己の意思として署名が安心してできないことにより民意が正しく把握できない等の課題があると考えます。

このことから、『地方自治法第五章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書』の意見書を選挙管理委員会に提出するこ

と」を求められました。
議会としては、選挙管理委員会に意見書を提出することは、権限に属しない事項であると判断し不採択とした。

●今後の日程（12月15日現在）



10/4・10/26・11/14

建設厚生 常任委員会

道志村若者定住応援条例に係る補助金について

議会事務局室において建設厚生常任委員会を三回開催しました。道志村若者定住応援条例について調査審議を重ねた結果、いくつかの問題点が見つかったため、補助金の返還と条例及び運用方法の改善を提案し、要望書提出を決議いたしました。

11/29

第67回町村議会 議長会全国大会 に出羽議長出席

11月29日、NHKホールにおいて、小里泰弘内閣総理大臣補佐官、渡辺孝一総務副大臣、石川昭政内閣府副大臣、工藤彰三内閣府副大臣、森山裕自由民主党総務会長のほか国会議員の先生方をお招きし、吉田隆行全国町村議会議長他約1,600人の町村



全国町村議会議長会

議会関係者出席のもと「第67回町村議会議長会全国大会」が開催されました。
 「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」など要望37件（地区要望36件）を大会で決定しました。



発表する生徒

道志中学校3年生（15歳）より、道志村の将来についての提言の会があり、村長はじめ議会議員と教育委員が参加しました。
 これからの道志村について、いろいろ

12/12

わたしのふるさと 道志村へ15歳の提言へ



グループミーティング風景

るな活性化策が提言されました。
 昨年度も提言があり、道の駅などで実行した事例があります。本年度もたくさんさんの提言がありました。
 内容を確認し、議会でも検討します。



9月定例会以降のおもな活動

10月4日 (水)	建設厚生常任委員会
10月13日 (金)	源流サミット
10月14日 (土)	源流サミット
10月17日 (火)	富士・東部広域環境事務組合視察研修
10月18日 (水)	全員協議会
10月20日 (金)	都留道志線道坂トンネル期成同盟会
10月21日 (土)	北富士駐屯地記念式典
10月24日 (火)	全国監査委員研修
10月25日 (水)	全国監査委員研修
10月30日 (月)	山梨県後期高齢者医療広域連合議会
11月1日 (水)	令和5年度県際広域防災調整連絡会
11月13日 (月)	第56回全国過疎地域連盟総会
11月21日 (火)	第3回町村議会議長会議
11月22日 (水)	令和5年度道志村戦没者慰霊祭
11月27日 (月)	議会運営委員会
11月27日 (月)	第7回臨時会
11月28日 (火)	広報常任委員会
11月28日 (火)	議会運営委員会
11月29日 (水)	第67回町村議会議長会全国大会
12月5日 (火)	第8回定例会初日
12月8日 (金)	第8回定例会最終日

A

国道の危険箇所改良については、ほぼ毎年国に要望しています。主な危険箇所は岩瀬地区入口、善之木地区ですので、引き続き国、県、相模原市に要望してまいります。

Q

国道413号線を安心して、便利に使える幹線道路となるよう県、国、相模原市への要望は

令和2年9月定例会

その結果今は



工事中の岩瀬入口

長年の懸案であった、岩瀬地区入口については、改良工事が始まりました。善之木地区につきましても、関係の建物撤去が完了し、順次工事が始まるものと考えています。

議会の考え

危険箇所の改良が進んでいます。又野原地区のトンネル掘削が、本年度中にも開始される予定です。安心安全な幹線道路となるよう、引き続き村当局と一丸となり国、県に要望してまいります。



道志 スポーツクラブ

代表 日下部 陽祐さん
（ようすけ）

スポーツを通じ心身の成長を願う

道志スポーツクラブという団体を皆さんはご存知でしょうか？

団体を立ち上げてから2年程ですが、設立のキッカケは少年野球の休部でした。

子供の数が少ないという大きな課題と向き合いつつ、それで

もスポーツを通して心も身体も成長して欲しいという強い意志のもと新たなステージへ踏み出しました。

野球をはじめとするさまざまな球技を経験してもらい、未来ある子供達に少しでも可能性と選択肢を与える場をつくるため日々尽力しています。

いつでも入会出来るので、元氣一杯の子供達、是非一緒に楽しみましょう！

（指導員：日下部陽祐、佐藤靖行、山口大介、佐藤将也）



スポーツクラブの皆さん



はじめまして、吉田拓生です。道志村へ移住する前は、新宿でBARの経営を7店舗していました。コロナ禍を機に、全ての店舗を閉店して、のんびり釣りや畑をして暮らせる場所を探していました。東京にいた時に家族で道志村のキャンプ場で焚火をしたりバーベキューをしたのが心に強く響いて、道志村に定住を決めました。

今は、気さくで優しい道志の人達に、温かく見守っていただき、綺麗な道志川、山に囲まれ、最高の生活をさせてもらっています。

現在、道志村移住支援センター、貸別荘、サウナ販売、リフォーム、不動産屋さんをしています。今は全国版個人間不動産売買出品アプリの開発をしています。

いつか、上場して、道志村の人

村の発展に
寄与していきたい

株式会社ハッピーコーポレーション・株式会社バレベース・株式会社ヤドカリ 代表取締役 **吉田 拓生**さん

たくお

達の福利厚生になる施設を沢山作るのが夢です。恩を返していきたいと思っています。



吉田拓生さんと子どもたち



サウナ展示場

3月
定例会

編一集一後一記

新年あけましておめでとう
ございます。

新型コロナウイルス感染症の格下げ、インフルエンザの流行、議会解散請求の署名活動など、いろいろなことが起こった2023年でした。議会だよりも今回、私たちが作る最後の号となるかもしれせん。皆様に読みやすく、分かりやすい紙面作りに努めてまいりましたが、これからも貴重なご意見をお聞かせください。ますます寒さが厳しくなってきましたので、お体に注意してお過ごしください。

(佐藤 喜章)

広報常任委員会

委員長	杉本 孝正
副委員長	山口 章
委員	佐藤 喜章
委員	白井 勝光

3月5日(火)開会予定